

# 京都木材規格の概要

社団法人京都府木材組合連合会  
京都府産木材認証制度運営協議会 京都木材規格検討委員会

1

## 目次

1. 背景と目的
2. 京都木材規格の特徴
3. 京都木材規格の仕組み
4. 含水率の表示基準
5. 曲げ強度(ヤング率)の表示基準
6. 認定事業者になるためには
7. 測定機器の検査方法
8. クレーム対応について
9. ラベリングについて
10. 連絡先一覧

添付資料: 京都木材規格運営要領

2

## 背景と目的

2010年10月「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(木材利用促進法)」施行(国)

「低層公共建築物は原則木造化」の義務付け。

建材需要のあらゆる場面で、木質系建材が必要とされる時代へ。

2011年3月「京都府産木材の利用促進に関する基本方針」策定(京都府)

府の公共事業における低層建築物の木造化をはじめ、あらゆる場面で木造・木質化の推進。原則として京都府産認証木材の使用が義務付け。



- ① 見積り・発注の目安となる「材面の品質」の業界基準の標準化
  - ② 構造計算に必要な「含水率・曲げ性能(ヤング率)」の表示
  - ③ 要求される品質を満たした木材製品の安定供給
- 以上が京都府産認証木材の供給者(取扱事業者)に求められることになる。

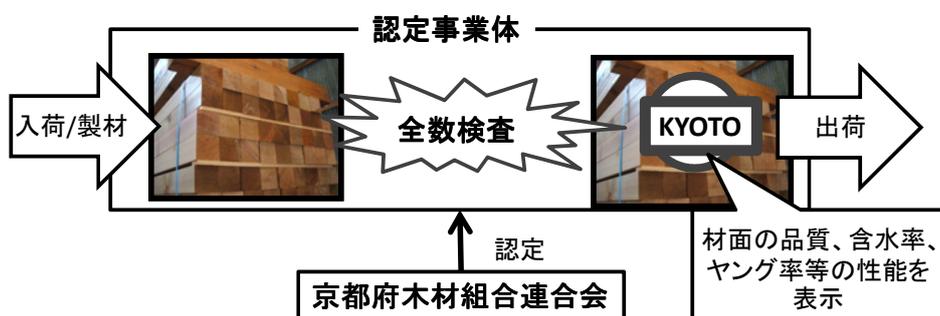


京都府産木材の品質性能を表示するための独自規格「京都木材規格」の策定

3

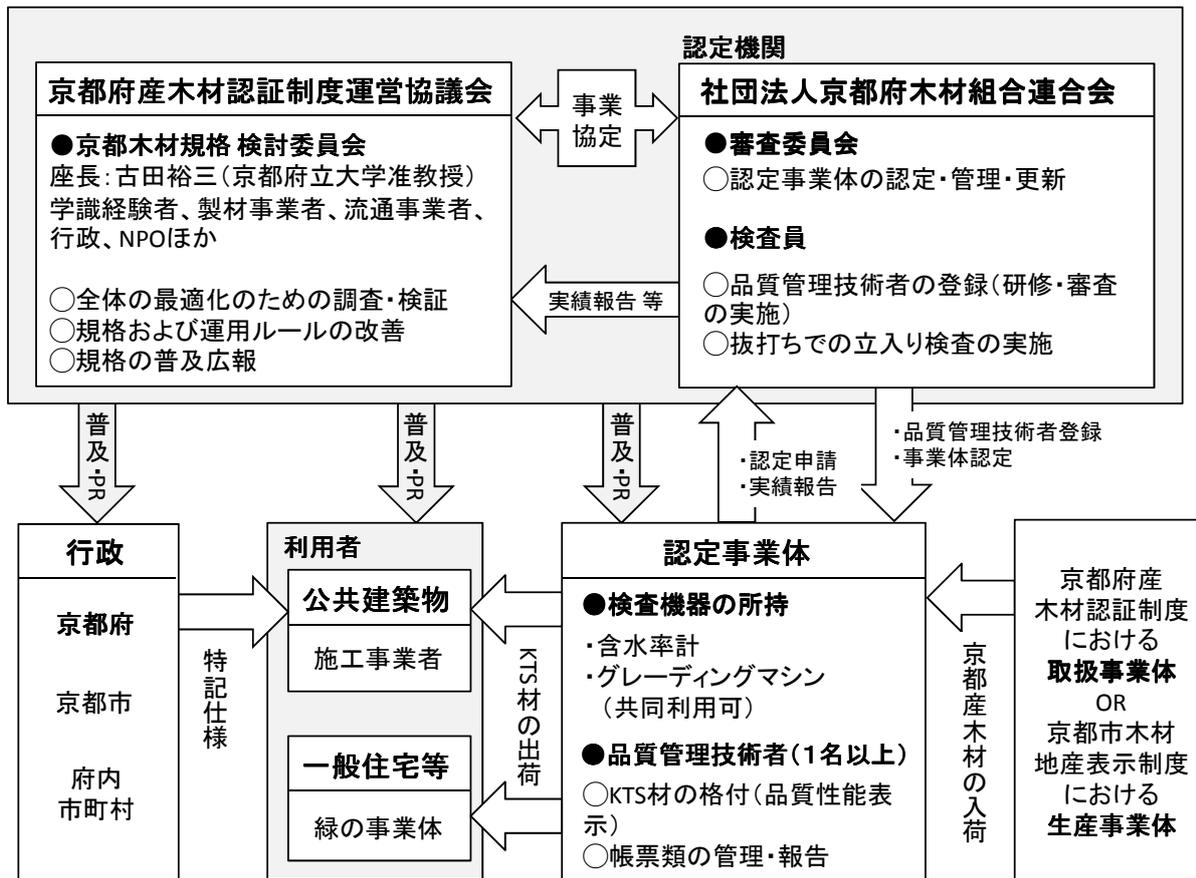
## 京都木材規格の特徴

- ① 京都産の木材製品(京都府産認証木材・京都市域産材)のみが対象(他県材や外国産材は対象外)
- ② 製材のうち、構造材・造作材においてJAS相当の規格を設定
- ③ 造作材では、製品の「材面の品質」「含水率」を表示
- ④ 構造材では、製品の「材面の品質」「含水率」に加えて構造計算に必要な「曲げ性能(ヤング率)」を表示
- ⑤ 京都木材規格の運営および各事業者の認定は社団法人京都府木材組合連合会が行う

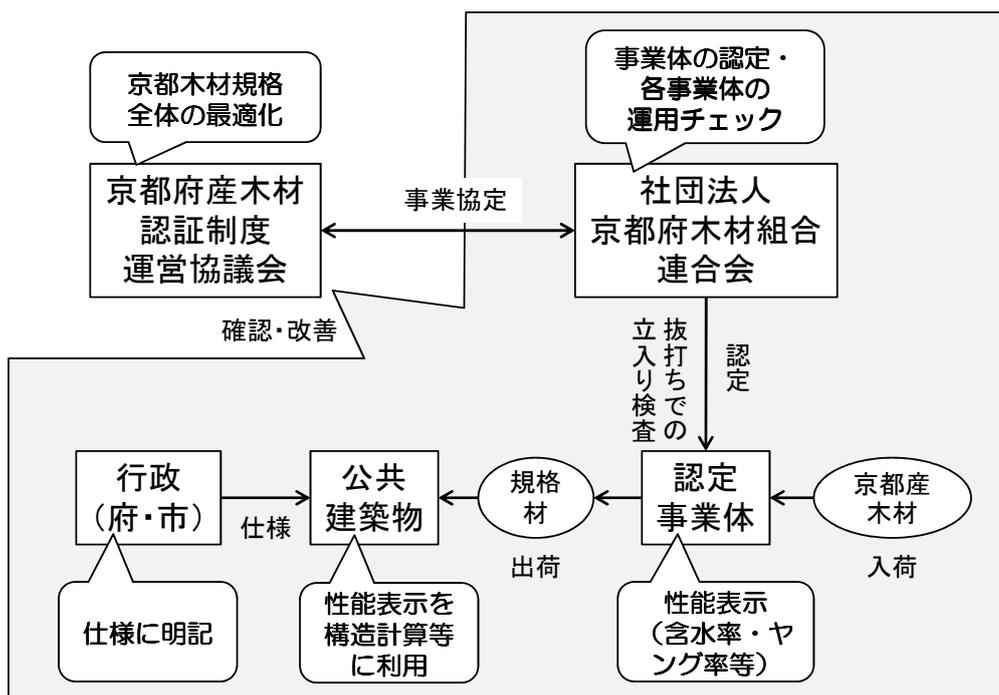


4

### 京都木材規格の仕組み(詳細)



### 京都木材規格の仕組み(簡略)



## 含水率表示基準

- 1 測定値による区分表示をする。  
含水率の測定・表示は任意(発注者の要望に応じる)

【造作材】		区分	基準 (表示値以下)
仕上げ材		SD18と表示するもの	18%
未仕上げ材		D18と表示するもの	18%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

【構造材】		区分	基準 (表示値以下)
仕上げ材		SD20と表示するもの	20%
未仕上げ材		D20と表示するもの	20%
		D25と表示するもの	25%

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

7

## 含水率表示基準

- 2 測定機器は(財)日本住宅・木材技術センター認定品とし、認定事業者の所有は必須とする。最新の認定品リストに掲載されていない過去の認定品でも補正が適正に行われていれば使用を可とする。

## &lt;携帯型含水率計&gt;

認定番号	1-02-001	認定有効期限	H24.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HM-520			
問い合わせ先	株式会社ケツト科学研究所			
	〒143-8507 東京都大田区南馬込 1-8-1			
	TEL:03-3776-1111			
URL	<a href="http://www.kett.co.jp/">http://www.kett.co.jp/</a>			

## &lt;設置型含水率計&gt;

認定番号	2-03-002	認定有効期限	H25.3.31	製品の外観写真
製品名	マイクロ波透過型木材水分計			
型式	MB-3100			
問い合わせ先	株式会社エーティーエー			
	〒114-0023 東京都北区滝野川 7-11-3			
	TEL:03-5961-5866			
URL	<a href="http://www.ata.ne.jp">http://www.ata.ne.jp</a>			

認定番号	1-03-001	認定有効期限	H25.3.31	製品の外観写真
製品名	高周波木材水分計			
型式	HM8-WS25型			
問い合わせ先	株式会社菊川鉄工所			
	〒516-8686 三重県伊勢市大湊町 85 番地			
	TEL:0596-36-2181			
URL	<a href="http://www.kikukawa.co.jp/">http://www.kikukawa.co.jp/</a>			

認定番号	2-01-003	認定有効期限	H26.3.31	製品の外観写真
製品名	マイクロウェッジャー			
型式	タイプ LA-1			
問い合わせ先	マイクロメジャー株式会社			
	〒428-0013 静岡県島田市金谷東 2-3482-413			
	TEL:0547-45-3023			
URL	<a href="http://www.micromes.com/">http://www.micromes.com/</a>			

認定番号	1-11-001	認定有効期限	H26.3.31	製品の外観写真
製品名	携帯型マイクロ波透過型含水率計			
型式	MC-3200EX			
問い合わせ先	株式会社エーティーエー			
	〒114-0023 東京都北区滝野川 7-11-3			
	TEL:03-5961-5866			
URL	<a href="http://www.ata.ne.jp">http://www.ata.ne.jp</a>			

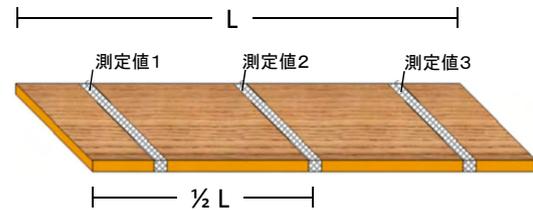
※(財)日本住宅・木材技術センターウェブサイトより

8

## 含水率測定基準

### 1. 測定方法

- ・測定箇所は3箇所
- ・測定値は平均値で
- ・住木センター認定品で測定



### 2. 測定対象本数及び合格必要数量

- ・全数を測定する
- ・出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。
- ※基準外製品は含めない

9

## 含水率測定基準

### 3. 測定における留意点

- ①現場ごとの実情(測定対象材の種類、測定環境)に合わせた補正を的確に行う。
- ②一つの材面に電極を押し当てるタイプの携帯用含水率計では、測定の深さは1cm～2cm程度であるため、厚い材では大きな測定誤差が生じる可能性がある。
- ③材厚さ方向全体の水分を検知できる含水率計では、かなりの精度が得られるが、この場合にも含水率傾斜が大きい場合には誤差が生じるため、適切な補正を行う必要がある。
- ④乾燥方法や材種ごとに含水率による測定値と全乾質量法による値との誤差を前もって求めておき、その差の分だけ補正することによって乾燥材が含水率基準に合格するか否かを判断できるようになる。

10

## 曲げ性能表示基準

- 1 測定値による区分表示をする。表示の対象は構造材。  
測定・表示は任意(発注者の要望に応じる)

### ○曲げ性能表示基準

等級	曲げヤング係数 (GPa又は $10^3\text{N/mm}^2$ )
E 50	3.9以上 5.9未満
E 70	5.9以上 5.9未満
E 90	7.8以上 9.8未満
E 110	9.8以上 11.8未満
E 130	11.8以上 13.7未満
E 150	13.7以上

### ○同一荷口(バンドル・邸別等)で同一等級により表示する場合の出荷基準

区分	E50 未満	E50	E70	E90	E110 以上	←実測等級
E110以上	E110未満は同梱しない				全体についてE110以上を保証	
E90以上	E90未満は同梱しない			全体についてE90以上を保証		
E70以上	E70未満は同梱しない		全体についてE70以上を保証			
E50以上	同梱しない	全体についてE50以上を保証				

11

## 曲げ性能表示基準

- 2 曲げ性能測定機器はハンディタイプの共同利用や認定機関貸与を可とする。  
また、設置型測定器を所有している他事業体に材を持ち込んで曲げ性能測定を行う場合の取り扱いは下記の通りとする。

① 材を持ち込む側の品質管理技術者が直接測定等する場合は、「共同利用」として扱うことができるものとし、認定事業体の自主管理による認証材として出荷できる。

② 他事業体から持ち込まれた材を設置事業体の品質管理技術者が測定等する場合は、設置事業体の責任により表示内容を保証する。(なお、設置事業体が「認定事業体」となっていることが必要なので注意。)



※HG-2001 (株)ATA

認定機関((社)京都府木材組合連合会)が所有するハンディタイプの測定器

HG-2001

12

## 曲げ性能表示基準

### 3 測定機器は(社)全国木材検査・研究協会認定品とする。

2011(平成23)年10月26日現在  
全国木材検査・研究協会

県名	会社名	認定年月日	有効期限	認定番号	認定機種型式	方法	適用範囲			備考(所在地・電話番号)
							断面寸法の短辺 (単位:mm)	断面寸法の長辺 (単位:mm)	長さ(単位:m)	
愛知	飯田工業(株)	平成21年12月1日	平成26年11月30日	JLIRA-Em-1	MGN-101	曲げ荷重	30以上120以下	60以上120以下	2以上4以下	飯田工業(株) 愛知県小牧市大字村中153 TEL:0568-75-5321
"	"	平成21年4月1日	平成24年4月30日	JLIRA-Em-2	MGN-T01	曲げ荷重	90以上150以下	90以上390以下	3以上6以下	"
広島	中国木材(株)	平成21年4月1日	平成24年4月30日	JLIRA-Ef-1	DGM-01	打撃振動	90以上120以下	90以上390以下	3以上6以下	中国木材(株) 広島県呉市広多賀谷1-1-1 TEL:0823-71-7143
静岡	(株)一条工務店	平成23年8月25日	平成28年8月24日	JLIRA-Ef-2	IWGS-01	打撃振動	89以上135以下	89以上390以下	1.35以上6.0以下	(株)一条工務店 静岡県浜松市倉松町4040 TEL:053-447-7711
三重	(株)菊川鉄工所	平成21年10月1日	平成26年9月30日	JLIRA-Em-3	YG-15型	曲げ荷重	90以上150以下	90以上390以下	1.85以上3以下	(株)菊川鉄工所 三重県伊勢市大湊町85 TEL:0596-36-2181
"	"	平成22年10月1日	平成27年9月30日	JLIRA-Em-4	YG-1型	曲げ荷重	90以上120以下	90以上390以下	2.6以上4以下	"
"	"	平成21年4月1日	平成25年11月14日	JLIRA-Em-5	YG-45型	曲げ荷重	90以上120以下※	90以上390以下	2.36以上6以下	"
静岡	カワサキ機工(株)	平成22年10月1日	平成27年9月30日	JLIRA-Ef-3	KGS-TP2	打撃振動	45以上120以下	60以上390以下	3以上6以下	カワサキ機工(株) 静岡県掛川市伊達方滑川 810-1 TEL:0537-27-1719
東京	(株)エーティーエー	平成21年4月1日	平成24年7月31日	JLIRA-Ef-4	HG-2001型	打撃振動	90以上150以下	90以上390以下	3以上6以下	(株)エーティーエー 東京都北区滝野川7-11-3 山形ビル TEL:03-5961-5866
愛知 静岡	飯田工業(株) マイクロメジャー(株)	平成21年10月1日	平成26年9月30日	JLIRA-Ef-5	MGH-451型	打撃振動	90以上150以下	90以上360以下	3以上6以下	マイクロメジャー(株) 静岡県島田市金谷東2- 3482-413 TEL:0547-45-3023

※断面寸法の短辺が185×長辺が185のときも適用される



## 曲げ性能測定基準

### 1. 測定方法

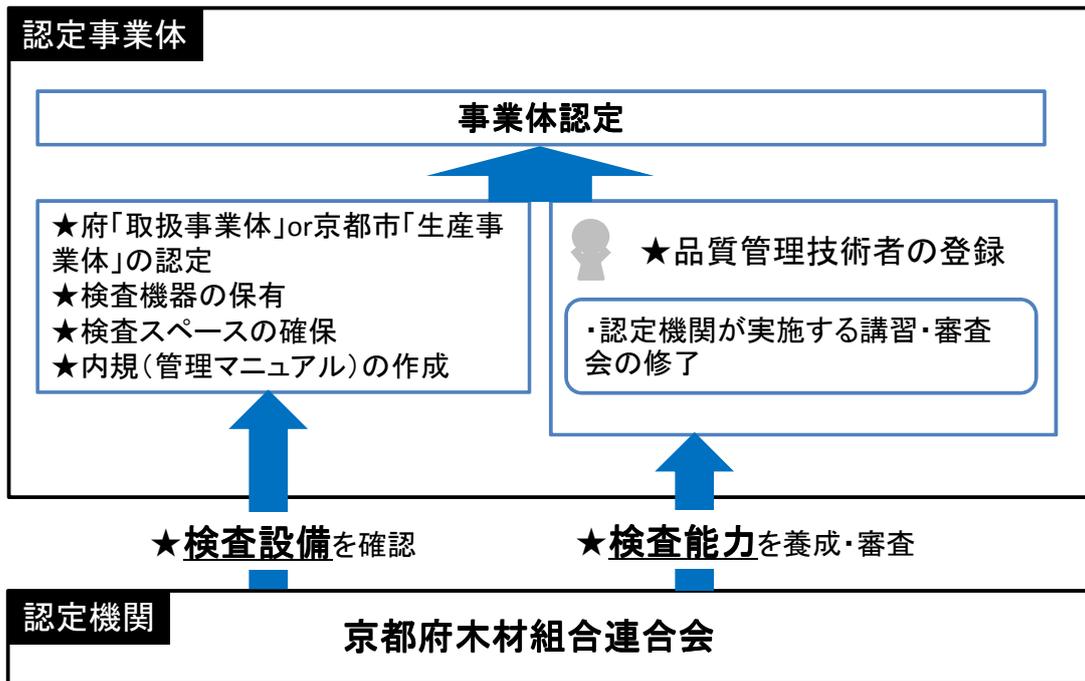
- ・(社)全国木材検査・研究協会が認定した機器を適切に使用し測定する。  
(具体的な測定方法は各機器の取扱説明書による)



### 2. 測定対象本数及び合格必要数量

- ・全数を測定する
- ・出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。  
※基準外製品は含めない

## 事業体認定のイメージ



15

## 認定事業体になるためには(1/2)

## 【前提条件】

京都府産木材認証制度に基づいて京都府が認定した「取扱事業体」  
みやこ杉木認証制度に基づいて京都市域産材供給協会が認定した「生産事業体」  
のいずれかであることが必要。詳しくは各認定窓口まで。

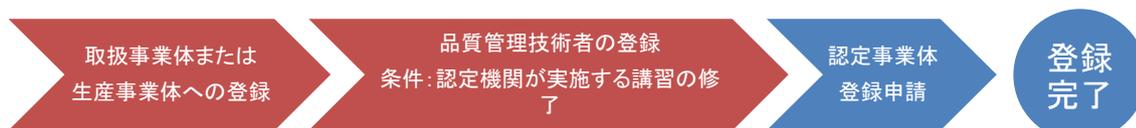
## 1. 品質管理技術者の登録

認定事業体には、京都木材規格の内容を熟知し適切な品質管理を行う「品質管理技術者」を配置しなければなりません。品質管理技術者への登録には以下のプロセスが必要です。

認定機関が実施する講習・審査を修了すること

- ・講習・審査会は京都府内で年1～2回程度開催予定。
- ・講習・審査会を修了しない場合であっても認定機関が特に「同等の資格がある」と認める場合は品質管理技術者として認める。

講習の開催スケジュールは各窓口で確認してください。



16

## 認定事業体になるためには(2/2)

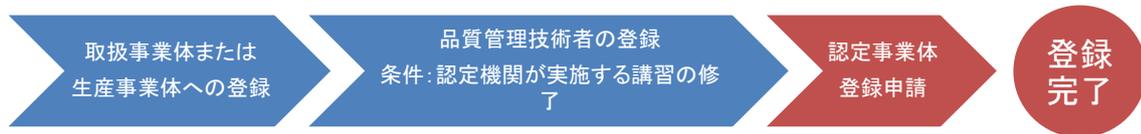
## 2. 認定事業体への登録申請

様式「認定事業体 認定申請書」に必要事項を記載して認定機関まで申請を行なってください。所定の審査を経た後に、認定事業体として登録されます。

スタッフが品質管理技術者に未登録の場合(②の講習を修了していない場合)は、認定事業体への登録申請時に合わせて、個別講習・審査を申し込むことができます。

## 【費用について】

初期登録料、年間登録料がそれぞれ発生します(金額は調整中)。



17

## 品質管理技術者登録のための要件

## 要件

認定機関が実施する講習・審査を修了すること  
 →京都木材規格に基づく性能表示方法の習得  
 →含水率測定、曲げ性能測定方法の習得(講習、審査)

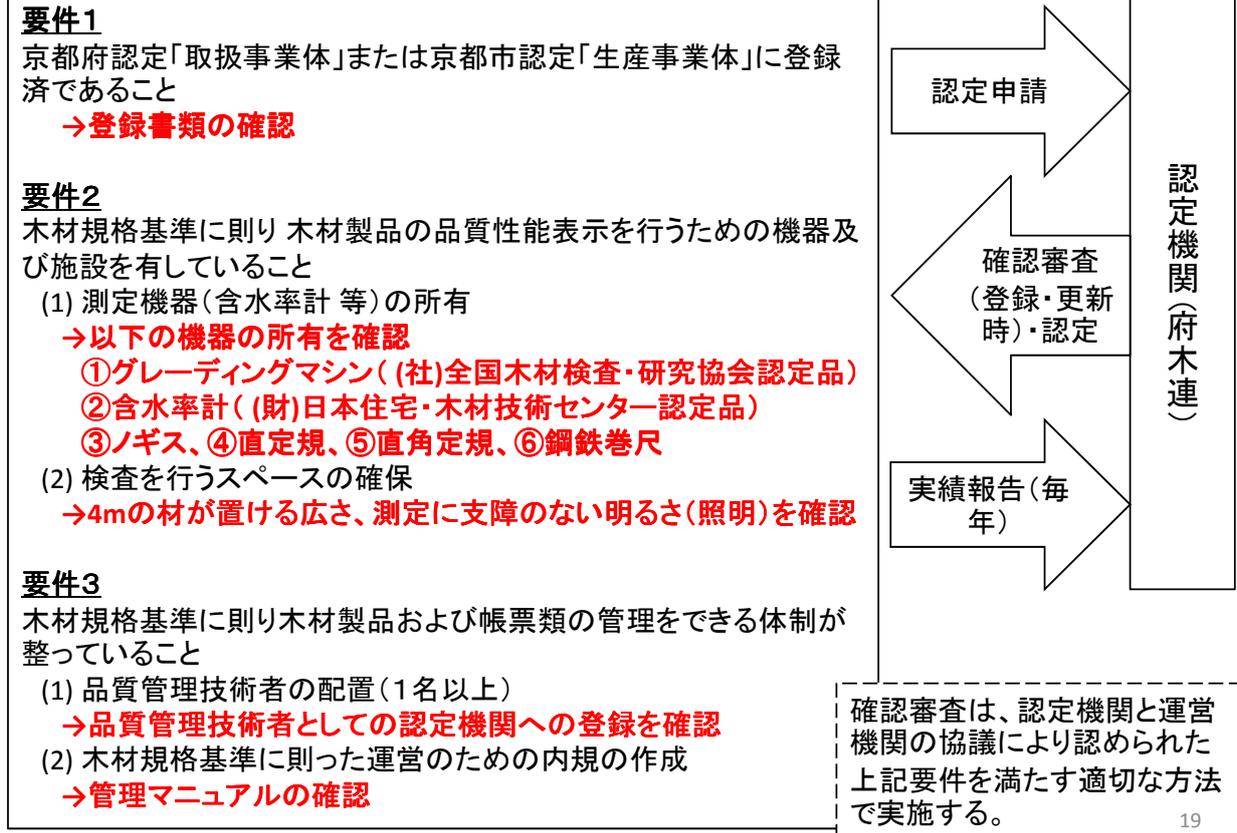
対面による講習・審査

認定機関(府木連)

品質管理技術者の登録資格は、登録後3年を経過した場合、継続して有効とするために1年以内に再登録のための手続きを行わなければならない。

18

## 認定事業体の備えるべき要件 (→認定機関による具体的なチェック事項)



19

## 測定機器の検査(認定事業体)

認定事業体が所有する測定機器は認定申請時と更新時に精度補正を行わなければならない。

### 1. 含水率計

- ・含水率計のメーカーに精度の補正方法を確認し、各認定事業体の責任で補正を行う。結果を認定機関に報告する。  
(認定機関が所有する含水率計を原器とし、各認定事業体が所有する含水率計と原器との誤差の補正を行うことも可とする)

### 2. グレーディングマシン

- ・各事業体が所有するグレーディングマシンは、メーカーに精度の補正方法を確認し、各事業体の責任で補正を行い、結果を認定機関に報告する。

## 測定機器の検査(認定機関)

認定機関が所有する測定機器の精度補正方法は以下のとおり。

### 1. 含水率計

・認定機関が所有する含水率計(原器)は、専門機関※<sup>1</sup>に依頼し全乾質量法※<sup>2</sup>による値との誤差補正を行い、精度を担保する。(頻度:年1回程度)

※1 京都府森林技術センター等を想定

※2 製材JASで規定される方法に準拠

### 2. グレーディングマシン

・認定機関が所有する共同利用のものについては、専門機関に依頼し、製材JASによって規定された方法との誤差補正を行い、精度を担保する。(頻度:5年に1回程度)

21

## クレーム対応について

**基本的事項として、京都木材規格に関する瑕疵等の責任は、製品の性能を測定し、出荷した認定事業体に帰する。**

### クレームを受けた場合には

#### 出荷した認定事業体は

消費者等からのKTS材に対する相談に誠意をもって対応する。また、消費者等から苦情・相談を受けた場合は、内容とその対応について、遅滞なく認定機関に報告することとする。

#### 認定機関は、

事実関係を調査し、必要時応じて次の事項に関して対応を図る。

- (1) 消費者からの苦情の内容等について
- (2) 認定事業体のクレームに対する対応(製品の回収・交換等)について
- (3) 認定事業体の立ち入り調査(調査に費やした費用は認定事業体が負担)**
- (4) 原因とその改善策等について

**【対応結果について、業者が特定されない形で他の認定事業体へ周知し再発防止を図る】**

#### 罰則規定

不誠実な対応など、京都木材規格の信用をおとしめるなどの行為があった場合、**認定の取り消し、事業者名の公表**等を行う場合がある。

22

## 性能の明示方法(ラベリング)について

### 【明示方法】

- ・製品の性能の明示はラベル等により行い、具体的明示方法については、原則として①～③のいずれかの方法とする。また、その方法の選定については、納入先の要求等必要に応じて決めるものとする。
- ・明示内容は下表のとおりとする。ただし、含水率および曲げ性能については、当事者間の協議により、必要に応じ表示を省略できる。

### 【製品への明示内容】

項目	造作材	構造材
樹種名、寸法	必須	必須
含水率	必須	必須
曲げ性能	表示しない	必須
等級(材面区分)	任意	任意

### 【ラベル等の貼り直し】

- ・ラベル等の貼り直しを行う認定事業者は、京都木材規格に基づき、含水率・曲げ性能などの測定を再度行わなければならない。

23

### 明示方法① 一本毎にラベルを貼付し、品質性能を明示



**京都木材規格**

登録番号 ( **京都府**・**京都市** )  
23-H-001

樹種	スギ
寸法	mm × mm × m 105 × 105 × 3
曲げ強度(強度等級)	E-90
含水率	SD20
等級(材面区分)	並

事業者名(検査担当者)  
**株式会社〇〇製材所**  
(担当:〇〇)

注) 京都木材規格は「みやこ杉木認証制度」と「京都府産木材認証制度」の両方に対応しています。  
注) 京都府産木材認証制度による認証を受ける場合、本製品を府認定の取扱事業者から「京都府産認証木材」と指定した上で直接購入している必要があります。

← 明示内容

貼付イメージ



24



## 納品伝票等への記載方法

納品書

No. \_\_\_\_\_

京都府京都市中京区六丁目〇〇  
株式会社〇〇製材所

〇〇-T-〇〇〇

○ A社 御中

合計納品額 ¥ \_\_\_\_\_ 下記のとおり納品 平成 20 年 12 月 31 日

品名	数量	単位	単価	金額
管柱 105角 3m 京都府産木材 京都木材規格材	10	本		
管柱 120角 3m 京都府産木材 京都木材規格材	10	本		
通柱 120角 6m 京都府産木材 京都木材規格材	1	本		
合計				

上記 製品は全て京都木材規格材です。

伝票に記載の全ての製品が京都木材規格材の場合はこのような表記も可

購入者等は納品伝票等により「京都木材規格材」であることを確認できる。

27

## 10. 連絡先一覧

## 連絡先一覧

## 京都木材規格材の入手方法、認定事業体の登録方法など

社団法人京都府木材組合連合会



TEL: (075) 802-2991 FAX: (075) 811-2593

## 京都木材規格(制度)の改善提案など

京都府産木材認証制度運営協議会事務局



(京都府温暖化防止センター)

TEL : 075-211-8895 FAX: 075-211-8896 E-mail: wood@kfca.or.jp

## 公共事業での京都産木材の使用について

(府)京都府農林水産部林務課林産振興担当



TEL: 075-414-5009 FAX: 075-414-5010



(市)京都市産業観光局農林振興室林業振興課

TEL: 075-222-3346 FAX: 075-221-1253

# 京都木材規格 検討委員会 委員

氏名	所属
明石 浩和	京都府農林水産技術センター森林技術センター木材利用推進室
池谷 和博	社団法人京都府木材組合連合会
井上 智喜	京都市産業観光局農林振興室林業振興課
尾崎 友紀	尾崎林産工業株式会社
河津 英範	京都市産業観光局農林振興室林業振興課
菊池 謙作	京都府農林水産部林務課
佐々木ふみ	京都府立大学大学院生物材料物性学研究室(博士前期課程)
中尾 祐典	洛東工業
野間理恵子	社団法人京都府木材組合連合会
松尾 健司	京都府農林水産部モデルフォレスト推進課
瀧上 佑樹	京都府温暖化防止センター(京都府産木材認証制度運営協議会事務局)
◎古田 裕三	京都府立大学大学院生物材料物性学研究室
松本 吉弥	京都市域産材供給協会

◎:座長

事務局	京都府産木材認証制度運営協議会
-----	-----------------